

長浜市議会の会議等における反問の運用指針をここに公布する。

平成25年9月5日

長浜市議会議長 土 田 良 夫

長浜市議会告示第5号

長浜市議会の会議等における反問の運用指針

長浜市議会の会議等における反問の運用指針を定める。

(趣旨・目的)

第1条 この指針は、長浜市議会基本条例（平成25年長浜市条例第25号）第9条第1項第2号の規定に基づく長浜市議会における本会議及び委員会（以下「会議等」という。）における反問の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(反問の行使)

第2条 会議等に出席する者は、会議等において自らの意思を表明し、議長又は委員長の許可を得て、反問を行使することができる。

(反問の範囲)

第3条 反問は、1の質問項目に対して原則1回とする。

2 反問は、答弁の正確を期すため、質問の意図又は根拠若しくは情報の出典等について行うものとする。

(反問の制止)

第4条 議長又は委員長は、反問の内容が質問の趣旨に合わないと判断した場合は、注意又は制止することができる。

(発言時間)

第5条 反問を行使する時間及びその反問に対する議員の答弁時間は、議員の質問時間に含まないものとする。

(議員の責務)

第6条 議員は、反問に対して誠実に答えなければならない。

2 議員は、説明のための出席者に対して反問を強要してはならない。

附 則

この運用指針は、公布の日から施行する。